

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二条の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （第一号及び第二号 略） 三 施行規則第二十二条の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額 イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十二条第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭	第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二条の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （第一号及び第二号 略） 三 施行規則第二十二条の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額 イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十二条第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等）として機構が別に定めるもの（以下

和二十五年法律第百二十三号) 第五十条の二第一項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの(以下「特別重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額 ロ 一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額(その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円)に当該障害者能力開発訓練を受講する特別重度障害者等の数を乗じて得た額 (第四号 略)	「特別重度障害者等」という。)を除く。以下同じ。)の総数で除して得た額(以下「一人当たりの運営費用額」という。)に四分の三を乗じて得た額(その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円)に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者の数を乗じて得た額 ロ 一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額(その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円)に当該障害者能力開発訓練を受講する特別重度障害者等の数を乗じて得た額 (第四号 略)
---	---